

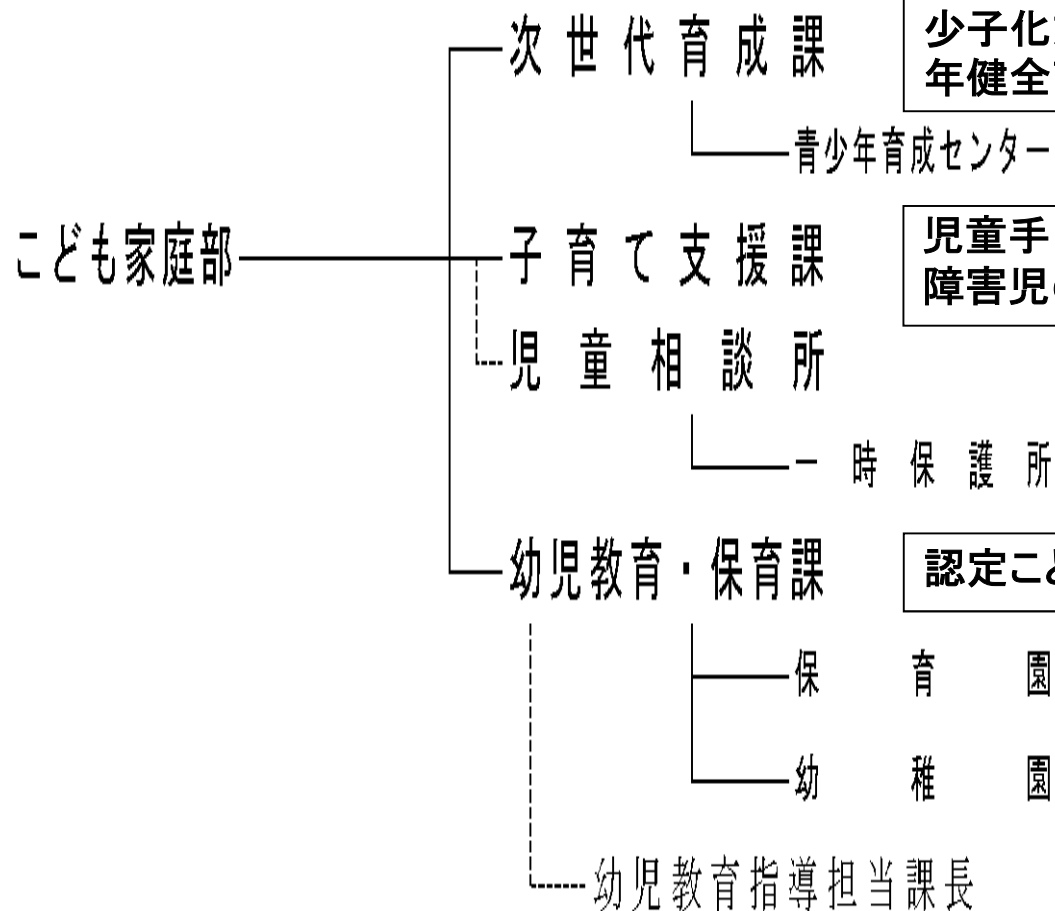
医療・保健・福祉及び子育て支援 について

(こども家庭部の事業概要)

こども家庭部 次世代育成課
子育て支援課
幼児教育・保育課

1 組織図及び主な事務分掌

【組織図】



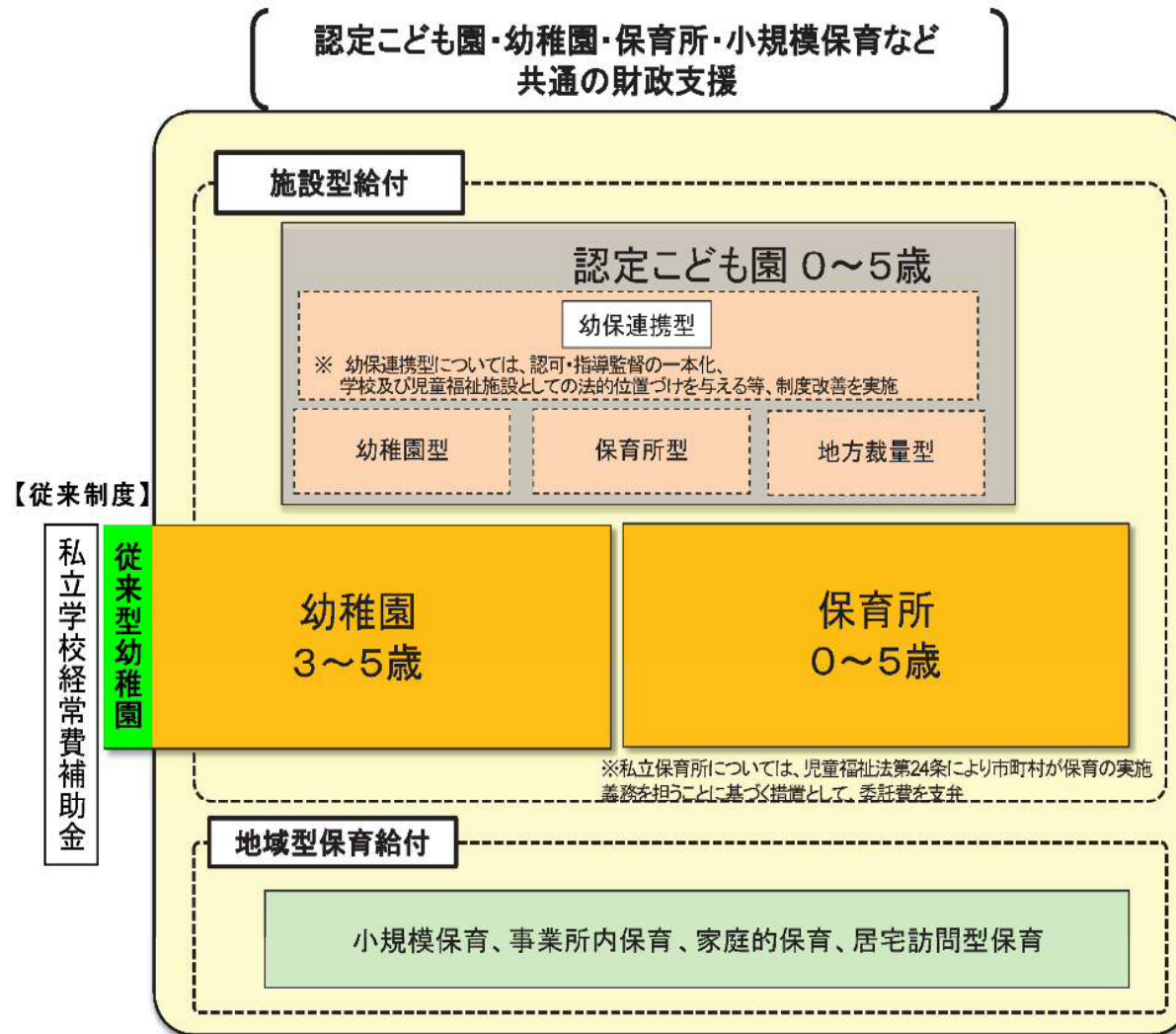
【主な事務分掌】

少子化対策、子ども・若者支援プラン、婚活、青少年健全育成、認定こども園等の指導監査

児童手当等、医療費助成、子育て支援ひろば、発達障害児の支援、社会的養護体制の整備

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業

2 子ども・子育て支援新制度への移行状況



(単位:か所)

	H26	H27	H28
認定こども園	3	12	20
保育所	87	83	85
地域型保育	—	11	21
計	90	106	126

3 地域型保育の推進

区 分	定 員 等	場 所
小規模保育	6人以上～19人以下	貸店舗等多様なスペース
事業所内保育	数人～数十人程度	事業所等
家庭的保育	5人以下	保育者の居宅等
居宅訪問型保育	1対1が基本	利用する保護者・子どもの居宅

- ・少人数の単位
- ・0歳児から2歳児までを対象（3歳児からは連携施設を利用）
- ・きめ細かく、多様な保育の場を提供

（単位：か所）

区 分	H27	H28
小規模保育	7	14
事業所内保育	4	7
計	11	21

4 重点事業と課題・懸案事項

所管課	重点事業	課題・懸案事項
次世代育成課	子ども・若者支援プラン推進事業	結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない支援の更なる拡充
子育て支援課	子育て家庭支援事業	社会的養護体制の充実
	発達相談支援事業	
幼児教育・保育課	私立保育所等助成事業	保育所等の待機児童の解消

5 事業費の推移と将来見通し(1)

(単位:百万円)

主な事業	H25決算	H26決算	H27当初	H28当初	H37見込	増減 (H37-H28)	増減のうち 一般財源
1 地域少子化対策強化事業	0	0	0	14	0	△ 14	0
2 児童福祉施設運営助成事業 (補助金)	13	19	19	19	19	0	0
3 児童福祉施設専門機能強化 助成事業 (補助金)	0	0	15	15	15	0	0
4 社会的養護体制整備事業	0	22	9	15	71	56	19
5 児童家庭支援センター設置運営 事業	9	9	10	10	10	0	0
6 地域子育て支援拠点事業	283	197	238	231	231	0	0
7 子育て情報センター管理運営 事業	47	40	41	39	39	0	0
8 地域子育て推進事業	2	3	5	8	8	0	0
9 発達障害者支援センター運営 事業	52	75	76	77	77	0	0
10 発達障害者支援人材育成事業	3	3	3	3	3	0	0
11 発達支援広場事業	39	43	45	45	45	0	0
12 発達障害者支援体制整備事業	3	2	4	8	5	△ 3	△ 2
13 特定教育・保育施設運営事業	6,972	7,282	8,326	9,540	11,639	2,099	636
14 特定地域型保育事業所運営 事業	0	0	417	757	1,548	791	248
15 私立保育所等事業費助成事業 (補助金)	641	678	785	547	618	71	57

5 事業費の推移と将来見通し(2)

(単位:百万円)

主な事業		H25決算	H26決算	H27当初	H28当初	H37見込	増減 (H37-H28)	増減のうち 一般財源
16	私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業 (補助金)	913	957	933	1,166	1,339	173	173
17	認証保育所助成事業(補助金)	179	186	122	118	118	0	0
18	認証保育所利用者助成事業 (補助金)	150	153	109	102	0	△ 102	△ 102
19	私立保育所等施設整備助成 事業 (補助金)	494	729	1,393	1,929	126	△ 1,803	4
20	私立保育所施設整備償還費 助成事業 (補助金)	26	17	17	17	5	△ 12	△ 12
21	児童手当、児童扶養手当、乳幼児医療費助成、小・中学生医療費助成等	19,265	20,186	20,178	19,789	17,671	△ 2,118	△ 521
その他の事業 ※		6,356	7,155	5,374	5,447	5,447	0	0
事業費計		35,447	37,756	38,119	39,896	39,034	△ 862	
財 源 内 訳	国庫支出金	13,040	13,918	14,185	15,949	14,066	△ 1,883	
	県支出金	3,091	2,985	4,896	4,029	4,284	255	
	地方債	66	76	0	204	0	△ 204	
	その他	2,328	2,421	2,151	2,164	2,634	470	
	一般財源	16,922	18,356	16,887	17,550	18,050	500	

※ 「その他の事業」の主な内容…人件費、児童相談所に係る経費等

6 私立保育所等に対する市単独補助

◆私立保育所等に対する市単独補助

私立保育所等が行う障害児保育、低年齢児保育等の実施に要する経費の一部を助成し、保育の質を確保する。

事業名	H25年度			H26年度			H27年度		
	決算額 (千円)	交付園数 (園)	備考	決算額 (千円)	交付園数 (園)	備考	当初予算額 (千円)	交付園数 (園)	備考
私立保育所等事業費助成事業	221,744			248,876			282,415		
一時保育事業費	8,471	30	延利用児童数 7,140人	7,243	28	延利用児童数 6,814人	7,108	25	延利用児童数 5,315人
障害児保育費	135,738	56	認定児童数 278人	158,817	59	認定児童数 334人	181,224	73	認定児童数 367人
食物アレルギー児調理業務費	12,195	64	延対象児童数 4,065人	13,341	66	延対象児童数 4,447人	15,768	73	延対象児童数 5,256人
外国人児童保育事業費	1,740	32	延対象児童数 601人	1,975	28	延対象児童数 601人	2,475	33	延対象児童数 759人
地域活動事業費	63,600	65	親子ひろば 45園	67,500	67	親子ひろば 48園	75,840	73	親子ひろば 56園
私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業	761,542			801,500			932,120		
低年齢児保育費	464,323	65	延対象児童数 33,067人	483,370	67	延対象児童数 34,176人	535,658	73	延対象児童数 37,932人
予備保育士雇上費	293,271	65	延対象者数 1,370人	314,262	67	延対象者数 1,468人	384,491	73	延対象者数 1,752人
産休等代替職員雇上費	3,948	6	対象者数 13人	3,868	8	対象者数 12人	11,971	-	対象者数 25人

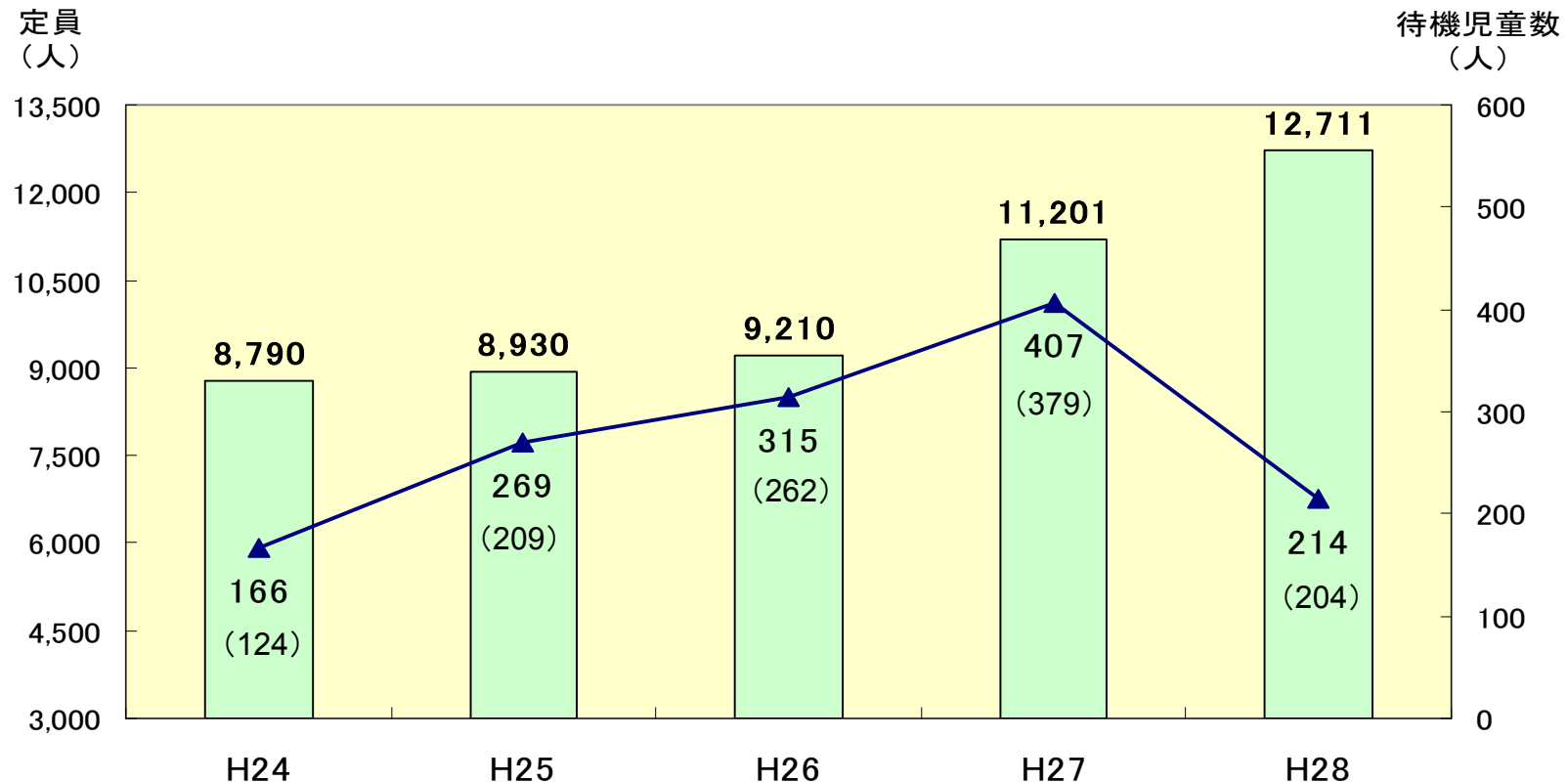
◆認証保育所にかかる市単独補助

認証保育所の保育水準向上等に要する経費の一部や3歳未満の入所児童の保護者負担の一部を助成することで利用を促進し、待機児童解消を図る。

事業名	H25年度			H26年度			H27年度		
	決算額 (千円)	交付園数 (園)	備考	決算額 (千円)	交付園数 (園)	備考	当初予算額 (千円)	交付園数 (園)	備考
認証保育所助成事業	179,141	27	延対象児童数 11,442人	185,781	26	延対象児童数 12,014人	121,664	22	延入所児童数 8,220人
認証保育所利用者助成事業	150,214	-	延対象児童数 7,514人	152,706	-	延対象児童数 7,640人	108,480	-	延対象児童数 5,424人

7 待機児童解消に向けた対応策(1)

(1) 保育所等定員・待機児童数の推移



※()内は、0歳から2歳までの待機児童数(再掲)



7 待機児童解消に向けた対応策(2)

(2) 平成28年度～平成30年度認定こども園・保育所等定員の拡大

平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間とする「浜松市子ども・若者支援プラン」の前倒しにより、保育所等利用待機児童の多い地区での認定こども園や保育所の整備、地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業)の実施により待機児童を解消する。


(単位：人)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
私立認定こども園・保育所の創設	1,110	1,130	1,300
地域型保育事業の創設	260	295	250
私立保育所の増改築	30	50	120
既存保育所等の定員改正	110	0	0
計	1,510	1,475	1,670

網掛け部分は見込値

定員(人)		平成27年度 11,201	12,711	14,186	15,856
内 訳	こども園	(12) 1,670	(20) 2,630	(27) 3,670	12,400
	保 育 所	私立	(61) 6,880	(63) 7,170	
		市立	(22) 2,360	(22) 2,360	(22) 2,360
	地域型保育	(11) 291	(21) 551	846	1,096

※ 括弧内の数値は施設数



7 待機児童解消に向けた対応策(3)

(3) 保育士確保

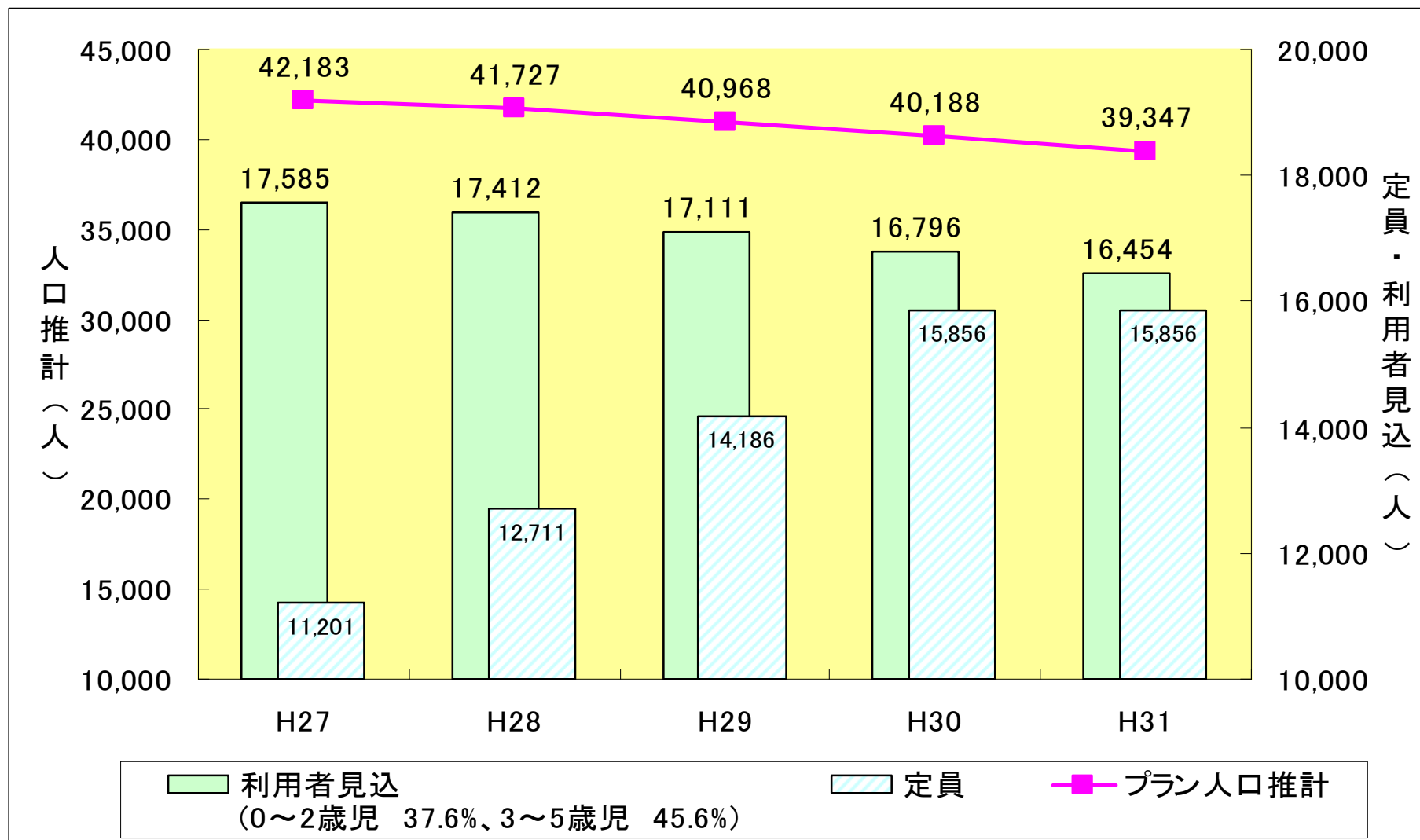
保育所等利用待機児童解消のため、認定こども園や保育所を整備し、保育の受入枠を増加させることに伴い、保育士の確保を行う。

ア (新規)保育士修学資金貸付等事業

- 保育士修学資金貸付事業
- 保育補助者雇上支援事業
- 未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業
- 潜在保育士の再就職支援事業

イ 保育士再就職支援研修

8 人口推計(0~5歳児)による保育所等利用見込





9 待機児童解消に向けた今後の取り組み

・子ども・若者支援プランの見直し

就学前児童数や利用希望者数・待機児童数の状況を踏まえ、プランに盛り込んだ事業量等の見直しを平成28年度中に行う。

・小規模保育事業の促進

0歳児から2歳児までの待機児童解消のため、小規模保育事業を促進する。

- ・認証保育所や認可外保育施設等が小規模保育事業へ移行する際に連携施設が必要なため、積極的に市が関与する。
- ・新規に参入する事業者への支援としては、基準や手続き等に関する相談や情報提供等も行う。

・企業主導型保育事業の周知と活用の促進

待機児童の解消と、多様な就労形態に対応するため、平成28年度から国が主体となって推進する「企業主導型保育事業」について、市内事業所への周知を図り活用を促進する。

- 【特長】
- ・自治体の整備計画とは別枠で整備できる(自治体の認可が不要)
 - ・認可保育所等に準じた助成(運営費・施設整備費)が受けられる
 - ・複数の企業による共同設置、共同利用も可能
 - ・夜間や休日等、事業者の多様な就労形態に対応できる